5. 奢侈品に関する決議第千七百十八号（二千六年）8（a）(iii)の規定により課された措置を再確認するとともに、「奢侈品」という用語にはこの決議の附属書Ⅳに定める品目も含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

6. 決議第千八百七十四号（二千九年）14から16までの規定及び決議第二千八十七号（二千十三年）8の規定を再確認するとともに、これらの規定は、この決議により供給、販売又は移転が禁止されているあらゆる品目に関しても適用されることを決定する。

7. 決議第千七百十八号（二千六年）8（a）、8（b）及び8（c）の規定により課された措置は、委員会により採択される新たな通常兵器に転用可能な汎用品のリストに記載される品目にも適用されることを決定し、委員会に対し、このリストを十五日以内に採択し、このために安全保障理事会に報告することを指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安全保障理事会がその報告の受領から七日以内にリストの採択のための行動を完了することを決定するとともに、委員会に対し、このリストを十二か月毎に更新するよう指示する。

8. 決議第二千二百七十号（二千十六年）19の規定は、委員会が事前に個別の案件に応じて承認する場合を除き、北朝鮮に対する全てのリース、チャーター又は乗員サービスの提供に例外なく適用されることを決定する。

9. 決議第二千二百七十号（二千十六年）20の規定は、委員会が事前に個別の案件に応じて承認する場合を除き、北朝鮮において船舶を登録すること、船舶が北朝鮮籍を使用する許可を取得すること、及び北朝鮮籍船舶の所有、リース、運航、船舶分類、認証若しくは関連サービスの提供を行うこと又は北朝鮮籍船舶に保険をかけることに例外なく適用されることを決定する。

10. 決議第二千二百七十号（二千十六年）17の規定を履行する目的で、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る専門教育及び訓練には、先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

11. 全ての加盟国が、医療交流を除き、また以下に該当しない限り、北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表する個人又は団体が関係する科学技術協力を停止することを決定する。

（a）核科学技術、航空宇宙・航空工学及び技術並びに先端の製造・生産技術及び手法の分野における科学技術協力の場合において、委員会が個別の案件に応じて特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定した場合。

（b）その他の全ての科学技術協力の場合において、科学技術協力を行う国が、特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定し、そのような決定を委員会に事前に通知する場合。

12. 委員会は、船舶が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）又はこの決議により禁止された核又は弾道ミサイル関連計画若しくは活動に関連している又は関連していたと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、この規定に従って委員会が指定する船舶に関し以下のいずれか又は全部の措置を要求することができることを決定する。（a）指定された船舶の旗国が、当該船舶の船籍を喪失せしめること。（b）指定された船舶の旗国が、当該船舶に対し委員会により指定された港への入港を、当該入港国と調整の上で、指示すること。（c）全ての加盟国が、指定された船舶が自国の港に入ることを禁じること（緊急事態の場合、船舶が出発港に戻る場合又は委員会からの指示がある場合を除く。）。（d）委員会に指定された船舶は、決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定により課された資産凍結の対象となること。

13. 北朝鮮に出入りする個人の手荷物及び託送手荷物が、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）又はこの決議により供給、販売又は移転が禁止されている品目の輸送に使用され得ることに懸念を表明するとともに、このような手荷物及び託送手荷物が決議第二千二百七十号（二千十六年）18の規定を履行する上での「貨物」を構成することを明確にする。

14. 全ての加盟国に対し、北朝鮮の外交使節団及び領事機関における職員の数を削減するよう要請する。

15. 全ての加盟国は、当該国が北朝鮮政府の構成員、当該政府の職員及び北朝鮮の軍隊の構成員が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動に関連していると決定する場合、このような構成員又は職員が自国の領域に入国し又は自国の領域を通過することを制限するための措置をとることを決定する。

16. 全ての国が、自国の領域内の銀行における銀行口座の数を、北朝鮮の外交使節団及び領事機関については一機関あたり一口座に、派遣されている北朝鮮の外交官及び領事官については一人あたり一口座に制限するための措置をとることを決定する。

17. 千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約の下で、外交官は、接受国内で、個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は商業活動も行なってはならないことを想起するとともに、したがって北朝鮮の外交官は接受国においてこのような職業活動又は商業活動が禁止されていることを強調する。

18. 全ての加盟国が、その領域内において北朝鮮が所有し又は賃貸している不動産について、外交又は領事活動以外のいかなる目的での使用も禁止することを決定する。

19. 安全保障理事会の防止行動又は強制行動の対象となった国際連合加盟国に対しては、総会が、安全保障理事会の勧告に基いて、加盟国としての権利及び特権の行使を停止することができること並びにこれらの権利及び特権の行使は、安全保障理事会が回復することができることを想起する。

20. 決議第二千二百七十号（二千十六年）18の規定が、全ての国に対し、北朝鮮を原産地とする貨物、北朝鮮を目的地とする貨物、北朝鮮、その国民若しくはそれらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、それらにより所有され若しくは管理される団体若しくは指定された個人若しくは団体により仲介若しくは促進される貨物又は北朝鮮籍の航空機で輸送されている貨物であって、空港を含む自国の領域の内にある又はそこを通過するものを検査することを要求していることを想起し、この措置が各国に対しその領域に着陸し又は離陸する北朝鮮籍の航空機を検査することを要求していることを強調し、決議第二千二百七十号（二千十六年）31の規定が、全ての国に対し、自国民による若しくは自国の領域からの又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による航空燃料の北朝鮮の領域への販売又は供給を防止することを要求していることを想起するとともに、全ての国に対し、北朝鮮籍の民間旅客機に対し、飛行の安全のための標準的な余裕を含め当該飛行のために必要な量を上回る燃料を供給しないことを確保するよう監視を行うことを要請する。

21. 禁止された品目が、鉄道及び陸路により北朝鮮に向けて又は北朝鮮から輸送され得ることに懸念を表明するとともに、決議第二千二百七十号（二千十六年）18に規定される自国の領域の内にある又はそこを通過する貨物を検査する義務が、鉄道及び陸路で輸送される貨物も含むことを強調する。

22. 全ての加盟国が、委員会が個別の案件に応じて、当該船舶が北朝鮮の個人若しくは団体が収入を生み出すために用いられない、専ら生計目的の活動に従事している又は専ら人道的目的の活動に従事していることを決定する場合を除き、自国民、自国の管轄権に服する者及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する団体が、北朝鮮に所有され、管理され又は運航される船舶（不正な手段を通じたものを含む。）に対する保険又は再保険サービスの提供を禁止することを決定する。